

公共用水域等の測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について

〔令和 5 年 3 月〕
環境保全課

1 要旨

水質汚濁防止法に基づき作成する、令和 5 年度公共用水域等の測定計画について、地下水汚染観測地点（定期モニタリング）1 地点を廃止する。

2 概要

(1) 廃止する観測地点

三次市三和町の観測点（K-584（別図参照））

(2) 経緯

- 平成 4 年 2 月に、県が、トリクロロエチレン等使用事業場実態調査を、トリクロロエチレン等を使用する事業場を含む上記地区の井戸 14 地点で実施したところ、K-67 の井戸で水道暫定水質基準※（以下、「基準値」という。）を超えるテトラクロロエチレンが検出された。
- K-67 以外の周辺井戸においては、いずれの地点も基準値以下であった。
※ 当時は地下水の環境基準がなかったが、平成 9 年 3 月に水道暫定水質基準と同じ値で環境基準が設定された。
- K-67 の井戸は当時から飲用に供されていなかったが、汚染の推移を継続的に監視する必要があるとし、K-67 の井戸において、平成 4 年度から平成 25 年度まで、県が毎年調査を実施した。
- この間、継続して、基準値を超過していた。
- 平成 26 年度に、井戸所有者の都合により、井戸が使用停止され、採水できなくなったことから、代替地点として、その周辺の井戸で監視を行うこととした。（平成 26 年度：K-68，平成 27 年度～令和 4 年度：K-584）
※ H26 に K-68 を選定したが、H27 に汚染井戸により近い位置にある K-584 を選定した。
- 以後、今年度まで、毎年調査を実施した。
- 全ての代替地点においては、調査開始以降、基準値を超過していない。
※ 各地点の位置及び測定結果概要は、別図のとおり。

(3) 廃止の理由

- 継続監視調査の終了については、環境省において、次のとおり基準が定められている。
 - ① 測定地点で一定期間連続して環境基準値以下であること。
 - ② 再度、汚染井戸周辺地区調査を行い、全ての地点が環境基準値以下であること。
 - ③ ①、②を確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断すること。
- ①については、これまでの調査で、代替地点において環境基準値以下であり、②については、今年度、汚染井戸周辺地区を調査したところ、周辺井戸（K-697）において環境基準値以下であり、基準を満たしていると考えられる。
- ③については、次のような実情があることから、これらを勘案し総合的に判断した結果、廃止することとする。
 - ・環境基準は地下水の飲用利用を考慮した基準であるが、一帯は、簡易水道が敷設されており、飲用利用はされておらず、健康被害のおそれはないと考えられること。
 - ・平成 27 年度以降、一帯の事業場でテトラクロロエチレンは使用されていないこと。

(4) その他

今回の調査終了については、環境省及び三次市と調整済みである。

【観測地点図】

